

名古屋市上下水道局「週休2日制工事」試行要綱
(土木工事)

名古屋市上下水道局

(趣旨)

第1条 この要綱は、建設業界において若手技術者の確保・育成を中心とした将来の担い手確保が重要な課題となっており、建設現場における労働環境の改善が求められていることに鑑み、建設産業の労働環境改善に向けた意識向上を図るとともに、週休2日の普及に取り組むため、名古屋市上下水道局所管の土木工事における週休2日制の試行にあたり、必要な事項を定めるものである。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 週休2日制工事 工事開始日から工事完了日までの対象期間において、土曜日、日曜日及び祝日（以下「休日」という。）を現場閉所し、就業者が休業できるよう取り組む工事をいう。
- (2) 発注者指定型 週休2日制工事のうち、発注者が対象工事を指定し、企業の労働環境改善に対する意識向上と週休2日の確保を図るものをいう。
- (3) 受注者希望型 週休2日制工事のうち、受注者自らが本要綱の趣旨に沿った取組みを希望するものに対し、労働環境改善に対する意識向上と週休2日の確保を図るものをいう。
- (4) 対象期間 工事開始日から工事完了日までの期間のうち、非対象期間を除いた期間をいう。
- (5) 非対象期間 準備期間（工事開始日から現場着手日（現場事務所の設置、測量、資機材の搬入、仮設工事の開始等、現場で作業を開始する日をいう。）までの期間をいう。）、後片付け期間、夏季休暇（3日間）、年末年始休暇（6日間）、工場製作等の現場不稼働期間、工事事務等による不稼働期間、天災（豪雨、出水、地震等）に対する突発的な対応期間その他受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間をいう。
- (6) 現場閉所 現場安全点検（巡視）等を行うことを除き、事務所での事務作業を含めて1日を通して現場作業を一切行わないことをいう。

(対象工事)

第3条 週休2日制工事の対象は、次の各号のいずれにも該当する工事とする。

- (1) 単価契約以外の工事
- (2) 契約工期が概ね3ヶ月以上である工事
- (3) 対象期間が4週間以上である工事
- (4) 工程が現場条件に大きく制約されない工事
- (5) 緊急性がない工事

2 発注者指定型の対象工事は、前項のほか、次の各号のいずれにも該当する工事とする。

- (1) 入札予定価格が1,000万円以上の工事
- (2) 「週休2日制工事の試行に関する特記仕様書」(発注者指定型)(土木工事)を添付し発注する工事

3 受注者希望型の対象工事は、第1項のほか、工事契約後、受注者が週休2日の取得計画が分かる実施工程表を含む施工計画書を提出し、及び協議し監督員が認めた工事とする。

(取組内容)

第4条 受注者は、週休2日制の取組みとして、対象期間の休日を現場閉所し、就業者の休業が図れるよう配慮するものとする。

- 2 現場条件などに伴いやむを得ず休日に作業を行う必要が生じた場合には、監督員と協議の上、前後10日間の期間において振替休日を設けるものとする。
- 3 受注者は、下請負業者に対し週休2日制の取組みの趣旨を伝え、協力を依頼するものとする。
- 4 受注者は、公衆の見やすい場所に週休2日制の試行工事である旨を明示する。記載内容は次の例を基本とし、大きさはA3サイズ以上とする。

(記載内容の例)

週休2日制試行工事

この工事は、建設産業の労働環境を改善するため、週休2日の普及に取り組む工事です。

発注者：名古屋市上下水道局技術本部

〇〇部〇〇〇〇〇〇〇〇

施工者：〇〇建設(株)

- 5 受注者は、対象期間中1ヶ月（以下この条において「対象月」という。）ごとに休日取得計画・実績書（様式第1号）を記入し、対象月の前月末日（最初の対象月にあつては、対象期間前）までに監督員に提出するものとする。ただし、施工にあたり提出される書類の中で、休日取得計画の分かる書類が提出されている場合は、当該書類によって休日取得計画・実績書（様式第1号）にかえることができる。
- 6 休日取得計画・実績書（様式第1号）中、休日取得実績及び備考（着工日に関する記載を除く。）の欄については対象月においてその都度記入し、対象月の翌月7日まで（最後の対象月にあつては、対象期間終了後7日以内）に監督員に提出するものとする。
- 7 監督員は、週休2日制の実施に伴う工程の遅延などがないか日常的に確認するとともに、前項に基づき受注者から提出された休日取得計画・実績書（様式第1号）を確認する。
- 8 受注者は、対象期間終了後7日以内に、休日取得実績確認表（様式第2号）を監督員に提出するものとする。
- 9 工事成績評定において、週休2日制工事の取組状況に応じて、考査項目5．創意工夫と2．施工状況で評価し、評定基準は考査項目別運用表に定めるものとする。
- 10 経費の算定について、発注者指定型においては労務費、機械経費（賃料）、共通仮設費率及び現場管理費率（以下「経費」という。）に第1号に規定する補正係数を乗じ、休日数に対する現場閉所実施率が100%に満たない場合は補正分を減額し変更契約するものとし、受注者希望型においては最終変更設計時に休日の現場閉所実施率に応じて経費に次に掲げる補正係数を乗じ変更契約するものとする。この場合において、休日数に対する現場閉所実施率75%未満は補正を実施しない。

(1) 【対象期間の休日数に対する現場閉所実施率 100%】

労務費	1. 0 5
機械経費（賃料）	1. 0 4
共通仮設費率	1. 0 4
現場管理費率	1. 0 6

(2) 【対象期間の休日数に対する現場閉所実施率 87.5%以上 100%未満】

労務費	1. 0 3
機械経費（賃料）	1. 0 3
共通仮設費率	1. 0 3
現場管理費率	1. 0 4

(3) 【対象期間の休日数に対する現場閉所実施率 75.0%以上 87.5%未満】

労務費 1. 0 1

機械経費（賃料） 1. 0 1

共通仮設費率 1. 0 2

現場管理費率 1. 0 3

11 受注者の責による週休2日の実施のみを理由とする工期延期は、変更協議の対象としない。

12 この要綱に定めのない事項については、監督員と協議のうえ、決定するものとする。

附 則

この要綱は、令和元年12月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年12月8日から施行し、同日以後に公告その他の契約の申込みの誘引が行われる請負工事に適用する。

(様式第1号)

休日取得計画・実績書

発注者名	
工事件名	
工期	
受注者名	

年 月

提出日 年 月 日

日	曜日	休日取得 計画	休日取得 実績	備考
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11				
12				
13				
14				
15				
16				
17				
18				
19				
20				
21				
22				
23				
24				
25				
26				
27				
28				
29				
30				
31				
合計休日数			対象休日数	

(注) 備考には、着工日、計画日に休みを取得できなかった理由と振替日を記入して下さい。

(様式第2号)

休日取得実績確認表

発注者名	
工事名	
工期	
受注者名	

提出日 年 月 日

対象期間(※1)の休日数	日 ①
現場閉所を実施した日数	日 ②
①に対する②の割合	% (小数第2位四捨五入)

※1 工事開始日から工事完了日までの期間のうち、非対象期間を除いた期間

(様式第1号) 休日取得計画・実績書、(様式第2号) 休日取得実績確認表は
完成図書とともに保管して下さい。